



# 鳥取県公報

平成 31 年 2 月 22 日 (金)  
第 9080 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (69) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (70) (〃) . . . . . 2
	知事指定薬物の指定 (71) (医療・保険課) . . . . . 3
	知事指定薬物の指定の失効 (72) (〃) . . . . . 4
	県営土地改良事業計画の決定 (73) (農地・水保全課) . . . . . 4
	鳥取県立船上山少年自然の家の利用に係る使用料の徴収事務の委託 (74) (教育委員会事務局社会教育課) . . . . . 4
	鳥取県立大山青年の家の利用に係る使用料の徴収事務の委託 (75) (〃) . . . . . 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) . . . . . 5
	都市計画の変更案の縦覧 (2 件) (〃) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ファーマシイ	広島県福山市沖野上町四丁目23-27	ファーマシイ薬局米子センター	米子市上福原177-3	居宅療養管理指導	平成31年1月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
株式会社ファーマシイ	広島県福山市沖野上町四丁目23-27	ファーマシイ薬局米子センター	米子市上福原177-3	介護予防居宅療養管理指導	平成31年1月1日

## 鳥取県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	かいけ訪問介護事業所	米子市新開一丁目5-15	訪問介護	平成31年3月31日
"	"	外部サービス利用型特定施設皆生尚寿苑	"	特定施設入居者生活介護	"

### 2 介護予防事業者

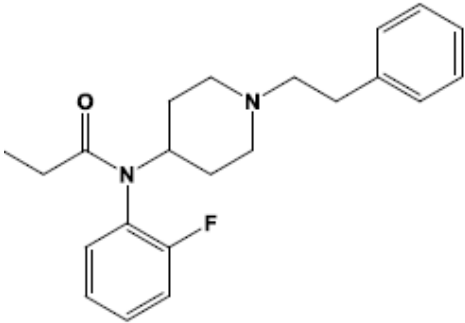
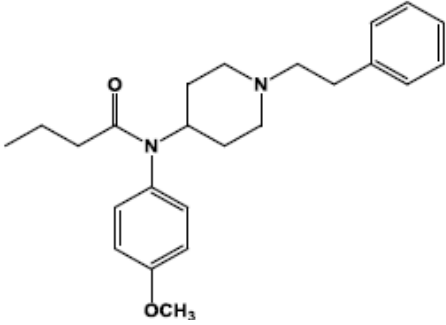
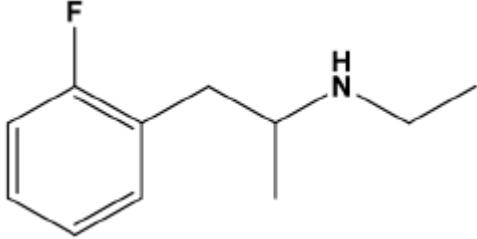
名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	外部サービス利用型特定施設皆生尚寿苑	米子市新開一丁目5-15	介護予防特定施設入居者生活介護	平成31年3月31日

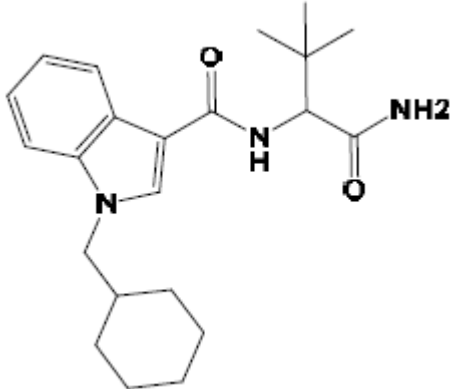
## 鳥取県告示第71号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
30-知(1)-11	Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、ortho-fluorofentanyl	N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類 
30-知(1)-12	p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4-Methoxybutyrylfentanyl、4-MeO-BF	N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド及びその塩類 
30-知(1)-13	2-FEA、2-fluoroethamphetamine	N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類 

30-知(1)-14	ADB-CHMICA	<p>N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 
------------	------------	--

**鳥取県告示第72号**

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
30-知(1)-8	25E-NBOH、2C-E-NBOH	平成30年12月21日	平成30年12月29日
30-知(1)-9	3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP	〃	〃
30-知(1)-10	NPB-22	〃	〃

**鳥取県告示第73号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 古市地区 ため池整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成31年2月22日から同年3月14日まで
- 3 縦覧に供する場所  
米子市役所
- 4 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

**鳥取県告示第74号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家の利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
TKSS・富士総合警備保障共同企業体
- 2 委託の期間  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

---

**鳥取県告示第75号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家の利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
公益財団法人鳥取県教育文化財団
- 2 委託の期間  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

---

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、八頭町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
八頭中央都市計画下水道八頭町公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線  
気高都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線  
鹿野都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
鳥取市本高、古海、嶋、大楠、里仁、桂見、高住、良田、松原、金沢、福井、伏野、内海中及び御熊  
鳥取市気高町奥沢見、常松、下坂本、日光、勝見、高江、郡家、会下、下原及び八束水  
鳥取市鹿野町乙亥正及び岡木
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

## 4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成31年2月22日から同年3月7日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画道路1・3・1号青谷泊線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

鳥取市青谷町青谷、善田、吉川、井手及び長和瀬  
東伯郡湯梨浜町大字小浜、大字石脇及び大字園

## 3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）及び湯梨浜町建設水道課（東伯郡湯梨浜町大字久留19-1）

## 4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成31年2月22日から同年3月7日まで